

平成 2 9 年 9 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

( 当 初 追 加 )

提 出

平成 2 9 年 9 月 1 日

印刷物番号

29-42

議案第73号

大東市営住宅条例の一部を改正する条例について

大東市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年9月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大阪府営大東深野住宅を市営住宅として設置することに伴い、必要な事項を定めるため。

大東市営住宅条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日  
条 例 第 号

大東市営住宅条例（平成10年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「または借上げ」を「、借上げまたは大阪府から取得」に改める。

第3条中「規則で定める」を「別表第1のとおりとする」に改める。

第50条中「別表第1」を「別表第2」に改める。

第52条中「、市営住宅の入居者または同居者で」を削る。

第57条第1項中「別表第2」を「別表第3」に改め、同条第2項中「の前月」を削る。

別表第2に備考として次のように加え、同表を別表第3とする。

備考 大東市営大東深野住宅駐車場については、この表の規定にかかわらず、1か月当たりの使用料を7,500円とする。

別表第1に次のように加え、同表を別表第2とする。

大東市営大東深野住宅駐車場	大東市深野三丁目12番から18番まで
---------------	--------------------

付則の次に次の1表を加える。

別表第1（第3条関係）

1 市営住宅

名 称	位 置
大東市営南郷住宅	大東市南郷町16番
大東市営深野野崎園住宅	大東市野崎一丁目8番
大東市営深野園住宅	大東市深野三丁目3番から9番まで
大東市営野崎松野園住宅	大東市野崎一丁目15番および23番
大東市営飯盛園第1住宅	大東市北条四丁目1番、3番から5番までおよび7番
大東市営飯盛園第2住宅	大東市北条三丁目1番、2番、4番および8番
大東市営嵯峨園第1住宅	大東市北条三丁目12番

大東市営嵯峨園第2住宅	大東市北条三丁目16番
大東市営嵯峨園第3住宅	大東市北条三丁目14番
大東市営嵯峨園第5住宅	大東市北条三丁目13番および14番
大東市営楠公園住宅	大東市北条三丁目17番
大東市営大東深野住宅	大東市深野三丁目12番から17番まで

## 2 特定公共賃貸住宅

名 称	位 置
大東市営飯盛園第1住宅	大東市北条四丁目5番

### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(府条例に基づく手続等の取扱い)

- 2 市営住宅(この条例による改正後の大東市営住宅条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第1号に規定する市営住宅をいう。以下同じ。)および共同施設(同条第3号に規定する共同施設をいう。)のうち、本市が大阪府から取得するもの(以下「対象住宅」という。)に関し、改正後の条例第3条の規定により本市が当該対象住宅を設置する日前に公営住宅法(昭和26年法律第193号。これに基づく命令を含む。以下同じ。)の規定または大阪府営住宅条例(昭和26年大阪府条例第45号。以下「府条例」という。)の規定もしくは大阪府営住宅条例施行規則(昭和35年大阪府規則第34号)の規定に基づいて大阪府知事が行い、または大阪府知事に対して行われた処分、手続その他の行為は、公営住宅法の規定または改正後の条例の相当する規定に基づいて市長が行い、または市長に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

(入居していた期間の通算)

- 3 市営住宅のうち、本市が大阪府から取得するものに係る改正後の条例第25条第1項および第2項、第27条ならびに第29条の規定の適用については、当該住宅の入居者が改正後の条例第3条の規定による当該住宅の設置の日前に府条例の規定に基づき当該住宅に入居していた期間(同日の前日を含む引き続いた期間に限る。)は、その者が改正後の条例の規定に基づき当該住宅に入居している期間に通算する。